

分岐単位接続料設定について (追加質問への回答)

平成23年12月1日

ソフトバンクBB株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社

質問⑱

- ・ 現在行政の場(接続委員会)において(電気通信事業法に基づき)分岐単位接続料設定の適否に関する検討を行っているが、今般、同時並行的に司法の場において独禁法違反を理由にNTT東西を提訴した理由を教示願いたい。

回答⑱

- ・ 本訴訟は、NTT東西殿が、その支配的な地位を利用して行ってきた行為のうちの、独占禁止法に基づく司法の判断を求めることが適切と弊社が判断した事項について、独占禁止法で認められている手続きに基づき提訴したものです。
- ・ したがって、電気通信事業法に基づき、平成24年度以降の接続に係るメニューとして分岐単位接続料設定を検討する貴審議会の議論とは、全く性質を異にするものであり、切り離して整理されるべきものと考えております。
- ・ 弊社としては、貴審議会における分岐単位接続料設定の適否に関する検討は、NTT東西殿の平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得る予定と理解しており、引き続き迅速かつ精力的な議論をお願いいたします。